

愛犬を飼うときのルール



～犬の飼い主には大きな責任があります～

●畜犬登録と予防注射をいましょう!!



狂犬病予防法には、生後91日以上犬を飼う方は必ず犬の登録（生涯に1回）と予防注射を毎年受けることが義務付けられています。

【畜犬登録料】3,000円（犬の生涯に1回のみ）

【予防注射料】3,240円（毎年、必ず注射を受けましょう）

●犬の放し飼いや、リードを付けない散歩は絶対にやめましょう!!

犬の飼い主は、人や家畜に危害を加えないように責任をもって飼うことも法律や条例で義務付けられています。犬は綱や鎖でつなぐか、室内や柵などの囲いの中で飼わなければなりません。また、良くしつけられた犬でも、とっさの拍子で噛みついてしまうこともあります。散歩や運動時には、きちんと犬を制御できるよう短くリードを持ちましょう。



町民の皆様は、放れ犬を見かけた場合は役場や警察に連絡をお願いします。

●散歩中の排泄物は必ず持ち帰りましょう!!



外で排泄したフンはきちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。フンの放置は不衛生で、まわりの人を不快にさせます。袋などを携帯し、必ず持ち帰りましょう。尿についてもペットシートを携帯して吸い取るなどの処理をしましょう。

●愛情をもって最後まで責任をもって飼いましょう!!

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物をみだりに殺したり、傷つける行為の禁止や終生飼養が明記されています。適切な飼養を怠る・殺す・傷つけることや、引っ越し先で飼えないから・医療費が高額だから・動物を飼うのが大変だからという理由で遺棄（捨てる）ことは犯罪です。最後まで責任をもって飼いましょう。



★マナーを守った犬の飼い方で、飼い主、飼い犬、近隣住民みんなが気持ちよく過ごせます。ご協力よろしくお願ひいたします。